

社会福祉法人高和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高和会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とし、各年度の総額が200万円を超えない範囲で支給することが出来る。
- (2) 役員等が職務の為出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与等との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の時期は、月額による支給の場合毎月21日とする。その日が休日に当るときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。日額による支給の場合は当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

この規程は、平成30年12月21日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事長

	月額報酬
月1回以上の勤務	50,000 円
	日 額
理事会への出席	支給しない
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給しない

(3) 理事 (理事長を除く)

	日 額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円